

船舶インシデント調査報告書

令和3年8月25日

運輸安全委員会（海事専門部会）議決

インシデント種類	運航不能（絡索）
発生日時	令和2年11月7日 07時00分ごろ
発生場所	岩手県宮古市 ^{とどが} 鮎ヶ埼北東方沖 鮎ヶ埼灯台から真方位051° 6.7海里付近 (概位 北緯39° 37.0′ 東経142° 11.0′)
インシデントの概要	漁船第十一天 ^{てんりょう} 漁丸は、航行中、漁具のロープがプロペラに絡まり、運航不能となった。
インシデント調査の経過	令和2年11月19日、主管調査官（仙台事務所）を指名 原因関係者から意見聴取手続実施済
事実情報	
船種船名、総トン数	漁船 第十一天漁丸、4.9トン
船舶番号、船舶所有者等	IT3-42681（漁船登録番号）、個人所有
乗組員等に関する情報	船長、一級小型
負傷者	なし
損傷	なし
気象・海象	気象：天気 晴れ、風向 南、風力 3、視界 良好 海象：うねり 波向南、波高 約1.5m
インシデントの経過	<p>本船は、船長ほか1人が乗り組み、たこ籠縄の揚げ縄をする目的で漁場に向かったところ、漁具の両端に設置している浮きが他船に乗り切られていたので、船長が、籠縄を探して引っ掛ける漁具引き揚げ用ロープ（以下「本件ロープ」という。）を風下側から海中に投入しながら、前進していたところ、船尾が風に落とされ、本件ロープがプロペラに絡まり、運航不能となった。</p> <p>本船は、来援した巡視艇によりえい航されて宮古市宮古港に入港した。</p> <p>本件ロープは、その先端に小型の四ツ目錨、その途中には、ロープが海底で跳ねるのを防ぐ目的で複数の錘がつけられていた。</p>
分析	本船は、漁具の探索を行いながら航行中、船長が、本件ロープを風下側から海中に投入しながら前進していたことから、船尾が風下に圧流された際、本件ロープがプロペラに絡まり、主機が運転できなくなって運航不能となったものと考えられる。
原因	本インシデントは、本船が、漁具の探索を行いながら航行中、船長が、本件ロープを風下側から海中に投入しながら前進していたため、船尾が風下に圧流された際、本件ロープがプロペラに絡まり、主機が運転できなくなったことにより発生したものと考えられる。
再発防止策	今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。

- | | |
|--|---|
| | <ul style="list-style-type: none">・ 船長は、低速で漁具等を投入する際、風等による圧流が予想される場合、本船の方が漁具等より速く風下に圧流されることを考慮して、漁具等を風上側から投入すること。 |
|--|---|